

確認はお済みですか？ 「氏名のフリガナ」の届出は令和8年5月25日までに！

昨年6～8月ごろにかけて、本籍地の役場から本籍人に対して「戸籍に記載される予定のフリガナの通知」を送付しています。
誤っている場合は届出が必要です。
忘れずに届出をしてください。

届出方法などの詳細はこちらをご確認ください。

法務省ホームページ▶



戸籍に記載されるフリガナの通知書

誤っている場合は届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月25日以前にこの通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
氏名	法務
フリガナ	ホウム
高のフリガナの届出可能な方	法務 太郎 様のみ

正しい場合は届出不要です！

名	太郎
フリガナ	タロウ
名	京子
フリガナ	キョウコ
名	正
フリガナ	タダシ
名	ゆり
フリガナ	ユリ

①～④の方が簡単に届出可能です。
⑤～⑥の方については、役場から届出が可能です。

＼こんなところをチェック！

濁音の有無	例 「ヤナギ <u>ボ</u> リ」 「ヤナギ <u>ホ</u> リ」
文字の違い	例 「シ <u>ズ</u> コ」 「シ <u>ヅ</u> コ」
拗音促音 (文字の大小)	例 「イ <u>ツ</u> キ」 「イ <u>ッ</u> キ」

ご相談・ご不明な点がある方は町民係へお問い合わせください。

届出はマイナポータルからが便利！
24時間届出が可能で、原則、オンラインで手続きが完了します。



町民課 町民係 ☎86-6070

●引っ越しをされる方は住民票の異動届が必要です！

進学・就職・転勤などによって引っ越しされる方は、「**正確な住所の届出**」が必要です。
オンラインまたは市区町村の窓口で**住民票の異動届**を提出してください！

●住民票の異動届は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。**期限内に忘れずに手続きしてください！**

- 【ポイント】
- ・マイナンバーカードには最新の住所を記載する必要があります。
引っ越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続きを行ってください。
 - ・転出届はマイナポータルを通じてオンラインで提出できます。

●住民票の異動届の手続き方法

【ほかの市区町村に転出・転入する場合】

	オンラインでの届出 (推奨)	窓口での届出
転出する前に ※1		
引っ越し前の市区町村で 転出	[転出する前に] ※1 マイナポータルからオンラインで転出届を提出する。(窓口で行う必要がありません)	[転出する前に] 窓口で転出届を提出して転出証明書を受け取る ※3
転入した日から14日以内に		
引っ越し先の市区町村で 転入	[転入した日から14日以内に] 窓口でマイナンバーカードを提示し転入届を提出する。 ※2	[転入した日から14日以内に] 転出証明書を添えて転入届を提出する。 ※4

【同じ市区町村内で転居する場合】

[転居した日から14日以内に] 窓口で転居届を提出する。 ※2

- ※1 オンラインでの届出でも処理に時間を要します。転入手続き日以前に余裕をもって転出の届出をしてください。
- ※2 マイナポータルを通じて、転入(転居)届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受け取りはありません。
- ※4 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

町民課 町民係 ☎86-6070(受付時間 平日8:30～17:15)

標準農作業賃金が決定

農作業別標準農業賃金協定会議(東庄町・東庄町農業委員会・JAかとり東庄地区)では、本年度の賃金は実情にそって協定をいたしました。

●令和8年度標準農作業賃金

種目	内容	金額		
水田の部	機械	耕起(ロータリー)	10a当り1回耕(耕深度15cm以上)	7,500円
		代かき	10a当り	7,900円
		耕起～代かき	耕起1回、代かき一貫 10a当り	15,200円
		田植え(施肥田植えは別料金)	植付け作業(植付けのみ) 10a当り	10,100円
			苗運搬作業 10a当り	1,930円
		育苗	1箱当り	990円
		稲刈り	コンバイン10a当り	22,000円
		乾燥調整	1俵当り(梱摺料金を含む)	3,600円
	調整(梱摺)	1俵当り	770円	
	あぜぬり	1m当り	44円	
畑の部	普通	水田作業一般	1日当り(実働8時間)	10,600円
		耕起(ロータリー)	10a当り1回耕(耕深度15cm以上)	6,610円
	普通	深耕	10a当り1回耕(耕深度50cm以上)	12,760円
普通	畑作業一般	1日当り(実働8時間)	9,200円	

この料金はあくまでも参考です。利用にあたっては作業条件により両者話し合いのうえ決定してください。

農業委員会 ☎86-6079

マイナンバーカードの窓口

毎年3月～4月は、引越しの伴う転入・転出が増え、窓口が混雑します。
この機会に、マイナンバーカードを使って役場に行かなくてもできる手続きをぜひご利用ください。

●役場に行かなくてもできる手続き・サービス(マイナンバーカードの利用)

手続き/サービスの名前	方法/ポイント
マイナンバーカードの申請	スマホのオンライン・郵送・証明写真機で申請できる
住民票・印鑑登録証明書の取得※	マイナンバーカードを使ってコンビニなどで取得できる
転出届	マイナポータルからオンライン提出できる



▲コンビニで取得できる証明書の種類はこちら

●マイナンバーカードのお手続き窓口

平日	9:00～12:00 13:00～16:45
毎週水曜日(延長窓口)	9:00～12:00 13:00～18:30
休日臨時交付窓口 3/15(日)	9:00～12:00

※証明書の発行や、届出の受付はしていません。

現在、電子証明書の更新手続き(カードの電子証明書の更新のお手続き)で窓口が混みやすくなっております。
可能な限り、電話予約の上、ご来庁ください。

●予約・問い合わせ 町民課 町民係(マイナンバーカード専門窓口) ☎86-4081(受付時間 平日8:30～17:15)